

6月1日～7日は水道週間です

たいせつな 水道守ろう 未来へと

安全で安心な水道水は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な資源です。6月1日(月)～7日(日)の水道週間に合わせて、市の水道水供給の取り組みを紹介します。

また、水道週間啓発事業として、給水栓コマパッキンの無料配布を行います。

詳しくは、■上下水道局(☎2504)へ。



安全で安心な水を供給するために

市は、安全で安心な水を供給するため、52項目の水質検査により、水質管理を行っています。また、水道水中の放射性物質やP F A Sの測定結果を市ホームページ(ID=11754)に掲載しています。

道路には、数多くの水道管が埋設されており、老朽化による漏水を防ぐため、市は、計画的に管の布設替えを行っています。道路上の漏水は、大きな事故の原因となりますので、漏水を見かけたときは、少量でも上下水道局へ連絡してください。

水道メーターの検針に協力

検針は、2カ月に1度、1日から13日の間で実施します。正確に効率よく検針ができるよう、次のことに協力をお願いします。

- ▷増改築などで水道メーターが屋内や床下にならないようにする
- ▷メーターボックスの上に車や物を置かない
- ▷メーターボックスの中は、いつもきれいにする
- ▷犬は、出入り口やメーターボックスから離してつなぐ

水道工事は指定工事業業者で

次の工事を行う場合は、必ず市指定給水装置工事業業者へ依頼してください。指定業者以外に依頼したり、自分で工事を行うことは、市の条例違反となります。

- ▷新しく水道を引く工事
- ▷家屋の水道の「作り替え」「修理」「廃止」の工事
- ▷水道メーターの口径変更

次の場合は事前に上下水道局へ連絡を

- ▷水道使用の開始・休止
- ▷長い間、水道を使わない
- ▷水道のある家屋を取り壊す
- ▷使用者や所有者の変更
- ▷料金振替口座の変更・解約
- ▷料金請求先の変更

給水栓コマパッキンの無料配布

とき 6月1日(月)～5日(金)午前9時～午後5時

ところ 水道課および各行政センター

配布数 水道使用契約者1人に対し2個まで

※数に限りがあります

※給水栓の種類によっては使用できないことがあります

水道料金の一部を減免します



物価高騰による市民生活への影響を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用し、13mmおよび20mm口径の水道メーターを使用している人を対象に、水道料金の一部を減免します。

※減免を受けるために必要な手続はありません

詳しくは、■水道課(☎2504)へ。

対象期間 令和8年6月検針分から11月

検針分までの6カ月分

対象となる料金 基本料金を半額減免
※従量料金および下水道使用料は減免の対象外です

ホームページID 12725

(別表)減免後の基本料金(2カ月分・税込み)

水道メーター口径	減免前	減免後
13mm	2,530円	1,265円
20mm	2,640円	1,320円